　　　　　　　令和2年　月　日

愛知県

名古屋市　　　　　　　　　　　　　　　御中

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

〇〇〇〇株式会社

代表者（又は肩書）氏名　印

**秘密保持に関する誓約書**

当社は、第20回アジア競技大会選手村後利用事業に係る民間対話（以下、「本対話」という。）を行うにあたり、愛知県及び名古屋市並びに一般財団法人愛知･名古屋アジア競技大会組織委員会（以下、「対話主催者」という。）が当社に開示する秘密情報の取扱いについて、下記の条文に基づき、秘密保持を誓約します。

記

第1条（秘密情報）

本誓約書において秘密情報とは対話主催者が本対話のために秘密と指定の上当社に開示する全ての情報をいいます。ただし、次のいずれかに該当する情報は除きます。

(1) 対話主催者から開示される以前に既に当社が保有していた情報

(2) 対話主催者から開示される以前に公知であった情報

(3) 対話主催者から開示された後、当社の責めによらないで公知となった情報

(4) 対話主催者から開示された後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく当社が取得した情報

(5) 対話主催者から開示された情報によらずに当社が独自に開発した情報

第2条（秘密保持義務）

当社は、対話主催者より開示された秘密情報についてその秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩しません。また、当社は、対話主催者より開示された秘密情報を、後利用事業の検討目的に限定して使用するものとし、その他の目的に使用しません。

第3条（秘密情報の保管等）

当社は、対話主催者より受領した秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理します。

第4条（秘密情報の取扱い）

当社は、本対話が終了した場合又は対話主催者から要求があった場合には、対話主催者の指示に従い、秘密情報（複写・引用・加工等をした情報を含む。）を速やかに返却又は破棄します。

第5条（有効期間等）

本誓約書による秘密保持義務は、本対話の実施期間中及び本対話の終了後においても引き続き効力を有するものとします。

第6条（協議）

本誓約書に定めのない事項及び解釈に疑問のある事項に関しては、当社は対話主催者と誠意をもって協議のうえ円満に解決を図るものとします。

以上

※この欄には何も記載しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 | NO. |
| 受付年月日 | 令和　　年　　月　　日 |